

# 第6期第2回食育推進評価専門委員会

農林水産省

○永井課長（農林水産省）

定刻となりましたので、ただいまから第6期第2回食育推進評価専門委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、農林水産省消費者行政・食育課長の永井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、第6期の評価専門委員会のメンバーの中で、ご都合により専門委員をご辞任されました小林専門委員に替わりまして、2月から新たに専門委員となられました濱田有希専門委員がお越しになっておりますので、ご紹介させていただきます。

濱田専門委員、一言ご挨拶をお願いできればと思います。

○濱田専門委員

皆様、こんにちは。このたび専門委員として鹿児島からやってまいりました。鹿児島県では保健体育課というところで健康教育を担当しております。

いろいろとお世話になった先生方がおられる中で、どのような役割が果たせるかわかりませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○永井課長（農林水産省）

続きまして、第6期のメンバーとなりまして今回が初めてのご参加となります上田 真委員、陳 建一委員、長島美保子委員、廣野正則専門委員をご紹介させていただきます。

資料1の名簿の順に一言ずつご挨拶をお願いいたしたいと思います。

まず上田委員、お願いできればと思います。

○上田委員

皆様、こんにちは。チェーンストア協会の上田でございます。

私もチェーンストア協会といいますのは、スーパーマーケットが主たる加盟団体でございます。消費の現場、そして販売の現場という立場で参加をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○永井課長（農林水産省）

ありがとうございました。

続きまして、陳委員、お願いいたします。

○陳委員

皆様、陳 建一でございます。

私の得意料理は麻婆豆腐で、僕は主に調理師学校とか食育関係では中学校とか小学校とかいろいろなところに行きまして、食の楽しさを若い子たちに教えるという役割を果たしておりますので、ぜひうちの店にも皆さんどうぞ召し上がりに来てください。すぐ近くでございますので。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○永井課長（農林水産省）

ありがとうございました。

続きまして、長島委員、お願いいたします。

○長島委員

失礼します。公益社団法人全国学校栄養士協議会の長島美保子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

国民に向けての食育は、広く食育のすそ野を広げていくことが大切で、やはり子供の頃からのしっかりとした食育の体験が必要かと思えます。私ども栄養教諭・学校栄養職員は、学校給食を教材として日々子供たちや保護者に食育を行っております。まだ十分な栄養教諭の配置がなかったり、学校給食が未実施であったりというような大きな課題もたくさんありますけれども、関係方面の皆様のご理解をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○永井課長（農林水産省）

ありがとうございました。

続きまして、廣野専門委員、お願いいたします。

## ○廣野専門委員

皆さん、こんにちは。香川県の有限会社広野牧場の廣野正則と申します。

私は酪農経営をやっておりますけれども、酪農教育ファームという、主に子供たちを受け入れまして酪農体験をしてもらっております。食と命の学びを支援するという事で全国約300牧場、ファシリテーターとしては600名近くの仲間とともに活動しております。小学校とかにも牛を連れて行って体験をしてもらったりしている活動もしております。

これからよろしく願いいたします。

## ○永井課長（農林水産省）

ありがとうございました。

なお、鈴木委員、安藤専門委員、上岡専門委員におかれましては、本日ご都合によりご欠席されるとの連絡をいただいております。

それでは、以後の進行は服部座長をお願いいたします。

## ○服部座長

皆さん、おはようございます。

第3次5カ年計画も2年目に入りました。そういうことで皆さんにお集まりいただいて、いくつかの議題を今回上程しておりますので、それに沿って進めたいと思います。

本日の議題は3つほどございまして、まず、平成28年度の食育の推進状況について、2番目が、平成28年度における「食育推進の目標に関する事項」の達成状況についてです。3番目が、当面の食育推進評価専門委員会の進め方についてということで審議をさせていただきたいと思います。

審議に入る前に、本日の配付資料につきまして、事務局よりご確認願います。よろしく願いいたします。

## ○永井課長（農林水産省）

事務局より、本日の配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、資料1でございますが、第6期食育推進評価専門委員会構成員名簿でございます。

それから、資料2でございます。数値目標の現状値調査方法等の変更についてでございます。

続きまして、資料3でございますが、「第3次食育推進基本計画の5つの重点課題について議論していくべきと思われる視点・ポイント」についての対応手順（案）でございます。

それから、資料4でございますが、食育推進評価専門委員会（第6期）の当面の審議事項の考え方（案）でございます。

また、参考資料でございますけれども、参考資料1といたしまして、第3次食育推進基本計画（概要）、また参考資料2-1といたしまして、平成28年度及び平成29年度食育関連予算、それから参考資料2-2といたしまして、1枚目に食品安全委員会予算関連資料とある資料でございますが、平成29年度食育関連予算関係の資料をお配りさせていただいております。

このほか、会場にでございますが、「平成28年度食育推進施策〔食育白書〕（概要素案）」をお配りさせていただいております。こちらにつきましては、食育白書作成作業の途中段階のものでありますので、出席者限りということでお願いさせていただきます。

また、こちらは机上配付のみという扱いになってございますが、A3紙でお配りさせていただいております「食育の環と5つの重点課題」と左上に書かれている資料でございます。こちらは第3次食育推進基本計画のリーフレットでございます。

また、本日、武見委員からの提出資料といたしまして、「学校における食育の評価実践ワークブック」という冊子を配付させていただいているところでございます。

配付資料に不足がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

## ○服部座長

よろしゅうございますか。

資料がそろっているという前提で進めさせていただきます。

それでは、議事に入りますけれども、議題（1）平成28年度の食育の推進状況について、及び議題（2）平成28年度における「食育推進の目標に関する事項」の達成状況について、事務局から資料の説明をお願いしながら、今度は審議官からよろしく願いいたします。

## ○岩本審議官（農林水産省）

消費・安全局審議官の岩本でございます。

議題（1）と（2）でございますが、それぞれご説明させていただきます。

お手元に、出席者限りということで「平成28年度食育推進施策〔食育白書〕（概要素案）」というものをお配りしております。これを用いてご説明をいたしたいと存じます。

白書そのものに関しましては、この食育推進評価専門委員会の中でご議論いただくという位置づけになっておりませんので、別途政府のほうでいろいろ進めておるところでございしますが、そういう意味におきまして、この会議でいろいろとこの白書についての編集のあり方とか表現ぶりにつきましてご議論をいただくという趣旨ではございません。あくまで平成28年度の食育の推進状況を振り返るに当たりまして、この白書がいわゆる28年度の食育の推進状況をまとめた、施策の推進状況をまとめたものでございますので、それを振り返る上で極めて有益だということがございまして、説明の資料とさせていただきたいと存じます。

この食育白書に関しましては、1枚おめくりいただきまして目次がございします。

第1部で特集を組んでおります。第2部が、それぞれの基本計画の項目立てに沿った形で取組を記載しております。最後に第3部ということで、食育推進施策の目標と現状に関する評価、これは青い色がついておりますけれども、ここのところが従前いろいろ話題になりました基本計画における目標がどの程度進捗しているか、28年度におきましては、5カ年計画の初年度になりますので、まだ十分なデータは出ておりませんが、一番最後の26ページ、裏表紙になりますけれども、ここの部分、一番最後26ページのところに一覧表で掲げております。

そして、実はこの目標につきましては、それぞれこれを測るための、達成状況を測定するための調査項目というものを設定しております。

一例を申し上げますと、先ほど少しご紹介がありました資料2のほうをご覧になっていただきたいと思います。「数値目標の現状値調査方法等の変更について」という資料がございしますけれども、これは後ほど変更の関係をご説明するための資料なのでございしますが、この中にありますシートをご覧になっていただきたいと思いますんですが、目標11ということで、「農林漁業体験を経験した国民を増やす」という目標になっておりますが、これにつきまして、従前、この食育推進評価専門委員会の中で、平成27年12月でございしますので委員の改選の前でございしますけれども、平成27年12月の委員会ではこれをご了承いただいております。これに基づきまして各関係省庁のほうで具体的なデータソースを定めておりますから、それに基づきまして調査項目を設定し、そして分析をしているということになりますので、これに基づいた初年度の結果というものが、この白書の最後のほうの26ページの一覧表で掲

げられている次第でございます。

それで、具体的な中身に入りますが、1ページをご覧になっていただきたいんですが、「はじめに」ということで「食育推進施策の基本的枠組」でございます。これは5年間の計画というものが28年度から始まりました。基本的な方針としての5つの重点課題が規定されております。

そして、食育に関する施策の推進体制としましては、平成28年度から農林水産省のほうで食育推進施策の取りまとめ、政府の取りまとめをやらせていただくことになりまして、内閣府から移管されております。そこで、推進基本計画の作成及び推進に関する事務を担っているという位置づけでございます。関係省庁と連携を図りながら、政府として一体的に食育を推進するということになっております。

特集のほうをご説明申し上げますと、2ページのほうをご覧になっていただきたいのですが、まず最初に、食生活をめぐる現状がどうなっているか、それと食育実践というものの現状の最新の動向をご紹介申し上げます。

「主食、主菜、副菜」を組み合わせた食生活の実践というものが、多様な食品を組み合わせ、必要な栄養素をバランスよくとることができる食生活の基本形だと、これは言うまでもございませんが、そういうことで、「食生活指針」ですとか「食事バランスガイド」といったものを出しております。

データとしまして、栄養バランスに配慮した食生活を実践している人は、男性で53%、帯グラフがございますけれども、平成28年11月調査で男性53%、女性では64.9%ということで、特にここ2年間の結果を見ると、男女ともにその割合はやや低下傾向にある、そういう課題が残っているわけでございます。

それから新しいデータとしまして、下のほうの色が分けてある縦の帯グラフでございますが、「食事バランスガイド」に沿った食生活を送る人ほど健康長寿であるという研究結果をいただいております。「食事バランスガイド」遵守得点最高グループが最低グループと比べて、全死亡のリスクが15%も低下している、そういう結果をいただいております。

従いまして、「食事バランスガイド」に沿った食事の人ほど、全死亡や循環器疾患による死亡リスクが低いということが出ております。これを特集の中でご紹介申し上げます。

それから右のページのほうで、朝食欠食についても非常に重要な課題でございますけれども、これにつきましては、朝食欠食が中学生、高校生の頃から習慣化している人が2割

程度存在するという分析結果が出てまいりました。既に中学生、高校生の段階から2割程度は欠食が始まっているということでございます。

また、20歳以降に朝食を欠食し始めた人は男女とも半数ということが出ております。「まのうち保健室」などの取組もご紹介されております。

それから4ページでございますけれども、農林漁業体験の関係をご紹介申し上げます。

農林漁業体験を経験した国民の割合は30.6%ということでございます。それから、「学校の取組に参加」と回答した人が61.4%と最も高い。いろいろな場がございますが、「学校の取組に参加」が一番多いという実態がございます。

そして目新しい話としましては、それぞれどのような関心の変化が出たのか、効果が出たのかということアンケートでとっております。

この中で一番下のところをご覧になっていただくとわかるのでございますが、農林漁業者による直接の指導を受けた場合、そうでない場合というふうに分けました。そして、一番効果が出ているのが「自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになった」という一番上のところでございます。それから「地元産や国産の食材を積極的に選ぶようになった」、これが非常に高いわけでございますが、特に「指導あり」のほうが、直接交流を持った場合のほうが上位に来ているということで、有意な差が出ているところでございます。

右側のほうで、食品ロスの関係につきましても少しまとめさせていただきました。

食品ロスの削減のために何らかの行動をしている国民の割合は76.4%というのが最新の数字でございます。

購入した食品を食べないまま捨ててしまうことがあるということにつきまして、「ある」と回答した者の捨ててしまった原因は何かということを今回調べてみました。そこで、中段のところのピンク色のグラフでございますが、「消費・賞味期限内に食べられなかった」あるいは「購入後、冷蔵庫や保管場所に入れたまま存在を忘れてしまった」というのが割合として多うございます。これらはそういう意味で意識の面、知識の面においてまだまだ課題があるということでございます。

それから、5ページの下のところ「地産地消から農業体験活動への展開」ということで、最初は直売所、これは近江の滋賀県守山市の例でございますが、直売所、近隣の畑での農作物の収穫を楽しんでもらう、そのままお帰りに買っていただき、持ち帰っていただくということから始めまして、徐々にこれが展開して、収穫だけでなく、種まき、雑草抜



き、その他農作業を支援する「援農」まで体験するようになったということで、活動の輪が広がっているということがございます。これ、大変好事例でございますので、これを紹介しております。

特集2でございますが、これは6ページになります。

食育推進計画を自治体がどう作成するか、これは大きな課題でございました。都道府県はもちろん100%でございますが、市町村に関しましても、いずれ100%というのを目標にしているわけでございますが、現状におきまして、2つ目の〇にございますように、77.8%というデータでございますが、着実に増加はしております。しかし、まだまだ未策定のところがあるという現状でございます。

どのような目標がその中で取り上げられているかということも調べてみました。その結果、下のほうにございますように、「朝食の欠食を減らす」という目標を立てていただいているところが86.7%で最も多く、そのほか50%以上のところは「栄養バランス」、「生活習慣病の予防」、「家族と一緒に食べる共食の回数」の問題、「食育に関心を持っている人を増やす」、「学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす」、こういったものが50%を超えている目標でございますが、比較的意欲的に設定されているのではないかというふうに考えております。

右側のほうにございますが、それでは、未策定のものを今後どうしたらいいのかということが課題でございますので、その部分につきましては、やはり人口規模が3万人未満というところが、未作成の市町村のうちの約8割を占めているということで、やはり体制が十分でないということがございます。

そこで、具体的に何があればこれが解消できるのかということまで追及してみましたところ、中ほどにもございますけれども、「どのような支援があれば食育推進計画の作成に着手できるか」ということにつきまして、「日頃、国や都道府県から参考情報が提供される」あるいは「研修会や講習会等が開催される」、「専門的なアドバイスを具体的に得られる」ということがあれば作成に着手できるということがありまして、やはりこういうものにつきましてはなかなか慣れていないということもありまして、ノウハウ、それからコンテンツというものがきちんとそろっているとやりやすいということがございます。

また、調べてみますとほかの計画、例えば、健康増進計画などもいろいろな制度上作るようになっておりますので、こういったものと関連性を持たせて一体的に作成するということがうまく作成に至ったという事例も多いわけでございます。

それから、7ページの一番下のところに埼玉県の場合がございまして、これは市町村食育推進計画を作成支援するために非常にいい例でございまして、私どもは食育推進担当課長を集めた会議でプレゼンをしてもらったこともございまして、非常に県から、先ほど申し上げましたようにいろいろな情報提供なりノウハウの提供をして、そして進めているということで、また県内の保健所の栄養士さんたちも一生懸命頑張ってくださいまして、うまく進めているという好事例でございまして、こういう部局を越えた連携が必要だということがわかっております。

8ページ以降は、それぞれの項目でございまして、簡潔に申し上げますと、まず最初の「家庭における食育の推進」につきましては、朝食を食べないことがある小・中学生の割合は、小学校6年生で12.7%、中学校3年生で16.6%というものがまだ存在するわけでございます。

そして、いわゆる全国学力・学習状況調査、これは悉皆調査でございますけれども、これとの統計的な関連性を調べてみましたところ、これは従前から言われておりますが、毎日朝食を食べる子供ほど学力調査の平均正答率が高いという結果が出ております。

それから、「早寝早起き朝ごはん」国民運動も10周年を迎えることになりました。これもいろいろご意見があるところかと思っております。

それから9ページでございますけれども、非常に貴重な調査で、平成27年度「乳幼児栄養調査」というものの中で非常に注目すべきものが出ております。

中ほどにございまして、〈社会経済的要因に関する状況〉ということで、つまり経済的な状況だとかそういうことで食生活が十分実践できない家庭が非常に増えているということがございまして、そういったところで、その社会経済的な要因の違いによってとるべき食事のバランスというのがどうなっているかということ調べてみましたところ、やはり魚、大豆、それから野菜、果物といったものにつきましては、経済的な暮らし向きが「ゆとりあり」といった場合に摂取頻度が高いということが出てまいりました。一方で、インスタントラーメンやカップ麺といったものに関しては、経済的な暮らし向きが「ゆとりなし」のほうが比較的高い傾向にあるということがわかっておりますので、こういった実態も考えた上できちんと栄養がとれるような、バランスがきちんととれるような施策を講じていく必要がわかってまいりました。

10ページ以降は「学校、保育所等における食育の推進」ですが、もとより栄養教諭を中心にした全教職員の共通理解の下に、学校のいろいろな活動を通して食育を進める必要が

ありますが、栄養教諭の更なる配置の促進を図るということを施策として進めております。現在のところ、全都道府県で5,765人の配置ということで、配置につきましてもまだまだいろいろ自治体別に見ますと課題があるということも、各方面からのご意見もございます。

学習指導要領のほうでは大きな改訂がありましたので、その中でも「学校における食育の推進」を盛り込んだというのが今年度のトピックスでございます。

それから、国産食材の使用割合は、食材数ベースで77.7%、地場産物の使用割合も、食材数ベースで26.9%というデータがございますので、これをきちんと見ていく必要があります。

また、給食に関しましては、全小学校数の99.1%、それから全中学校数の88.1%が給食の実施率ということになっております。

事例のほうでは、山形県の事例としまして、地元生産者による農産物の供給組織を新たに立ち上げて、そこで集荷して回る形で学校にうまく納入するという仕組みを意図的につくった例がございます。こういう取組をして地産地消の推進ということも適切に図られているという例、あるいは、食品ロスの削減についても、問題意識を持って学校給食を中心とした食育の展開ということで行われているという例がございます。

それから右側のほうで、鹿児島県枕崎市でございますが、学校給食センターにおける地産地消の取組ということで、非常に注目すべき事例でございます。

12ページでございますが、これもまた大事なことでございまして、「地域における食育の推進」としまして、16年ぶりに「食生活指針」が改正されたということ、もっと打ち出していいことだと思いますが、それが昨年ございましたので、そこを大きく取り上げております。

それで、アンダーラインを引いている部分が改正した部分ということで、そのポイントが右側でございますが、「適度な運動とバランスのよい食事、適正体重の維持を。」ということで、基本計画をつくっていただく際に、「痩せや高齢者の低栄養の予防」ということも課題に挙げておりましたが、そういったものに着目する表現にしております。

それから、「体重だけでなく、健康状態にも留意して」と、適度な運動もということも挙げて、そういう面でメッセージを発信しているところでございます。

⑦番目のところで、「食塩は控えめに」ということで、これも1日当たりの目標値というものを8g未満、7g未満ということで下げております。

それから、「脂質はとり過ぎだけでなく、脂質の質にも配慮が必要。」ということも新

しい話として出しております。

「日本の食文化・・・郷土の味の継承を。」ということを確認に記載すると同時に、「食料資源を大切に」ということもはっきり書かせていただくということで全体的にいい指針になっていると思いますので、これをしっかり啓発してまいりたいと考えております。

右側のほうで、「8020運動・口腔保健推進事業」というものも厚生労働省のほうで進めておりますので、ここについてもご紹介をしっかりとさせていただいているところでございます。

14ページでございますけれども、子供食堂についても昨今注目されているところでございますが、これにつきましては、いろいろな事情があって食生活を十分得られていないという子供たちに対して共食の機会を提供するという非常に意義があるのではないかということが今日いろいろ注目されているところでございます。そういうことで、今現状におきまして、全国ツアーを展開して、いろいろなNPOベースでネットワークをつくって、新しい子供食堂を始められるところにノウハウを提供するという取組を紹介しております。

15ページのほうでございますが、いわゆる厚生労働省で「健康日本21（第二次）」における取組などの紹介ですとか、食品関連事業者における食育活動の、社会貢献活動の一環としてのさまざまな位置づけでの取組というようなものを適宜ご紹介させていただいております。

それから第4章、16ページでございますが、食育推進運動の全国展開としましては、例年のことでございますが、平成28年は福島で食育推進全国大会を開催いたしました。それから6月に食育月間ということでございます。

17ページのほうでは、「味覚の一週間」ということで、フランスのほうで意識的に行われている味覚教育を日本でも意欲的に取り上げられている例がございますので、それをご紹介申し上げます。

実際、味覚の授業を受けた学校が、非常に効果があるということも、これは非常にサンプル的な調査、サンプルというか特定のものに着目した調査でございますが、17ページの下の方に出ております味覚教育の効果が出ているということでございます。

18ページでございますが、これは特集のほうでも取り上げておりますが、農業体験などの取組、18ページの下の方の「「土佐天空の郷」の棚田で大学生たちが農業体験」ということで、高知大学の学生が農業体験活動に参加しているという非常に貴重な例もございます。

19ページの右側のほうで、食品ロスにつきましても、国際的な取組からの位置づけをきちんとご説明すると同時に、食品ロスの一つの要因になっている納品期限の問題の見直しだとかフードバンク活動への支援だとか、そういった問題もご紹介申し上げております。

それから、平成28年10月には、地方公共団体、食品関連事業者、消費者を対象にした「もったいないを見直そう～食品ロス削減シンポジウム～」を意欲的に開催していただいていること、それから自治体間のネットワークも立ち上げたということがご紹介されております。

20ページでございますけれども、食文化につきましては、「食生活改善推進員による食文化継承の取組」の実例、あるいは「シェフが小学校で体験型・参加型の食育授業を実施」している例、それから21ページですが、「和食給食応援団」の取組について、「第1回全国子ども和食王選手権」などの取組を着実に進めているところをご紹介申し上げます。

24ページでございますが、「第8章 調査、研究その他の施策の推進」につきましては、平成27年度国民健康・栄養調査の結果、これはいつも調査しておりますけれども、これを出しました。特集のところにも関係してきますが、若い世代ほど栄養バランスに課題があるということをはっきり明瞭に出ている次第でございます。

1つ大事なことを飛ばしました。失礼申し上げます。

1つ戻っていただきまして22ページでございます。

「第7章 食品の安全性・栄養等に関する情報提供の推進」ということで、食品安全委員会と消費者庁のほうでも意欲的に取り組んでいただいておりますが、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの取組も展開しております。

そして、親子参加型イベントとしての、保護者に食品安全に関する情報提供を実施するという取組も、平成28年度には新たな取組として行われました。

それから、下のほうで「幼児にサプリメントは必要ですか？」というリーフレットを国立健康・栄養研究所で出されている例も紹介申し上げます。

右側のほうで「栄養成分表示に関する取組」もご紹介をしております。

それから、24ページに戻りますと、栄養調査の関係、それから右側のほうで、「食生活と農林漁業体験に関する調査」というのは、農林水産省のほうでこれは調査をしております。そのような調査の関係をご紹介申し上げます。

もう一回目標のほうに戻りますが、最後のページで26ページということで、目標の進捗

状況を記載しておりますが、これも今後はもう少し綿密に、目標値に届くために定点で考えたときに、5年計画ですから5分の1ずつぐらい改善しているのかというようなこともよく見て、その辺の管理をしていかなければならない課題ではありますが、ざっと見てみますと、例えば①～⑥ぐらいまでは、初年度といたしましても結構データとして改善が見られているところでございます。⑫、⑬、⑭といったところ、それから⑯、⑰というところは、ある程度の進捗が出ているのかなというふうに思っております。それ以外に5等分で定点的にやっても届いていないところもありますので、そこはよくこれからご評価いただいて、対策もきちんと練る必要があるかと認識しております。

以上でございます。

### ○服部座長

審議官、どうもありがとうございました。

非常に細かくご説明いただきましたので、今までの進捗状況が大分おわかりになったと思います。

続きまして、数値目標の現状値調査方法ということで、変更について各省庁でいろいろご意見があるようなんですけれども、関係省庁で言いますと、まず消費者庁、こちらのほうで3分程度なんですけれどもご説明を願えればありがたいんですが。

### ○戸川専門官（消費者庁）

消費者庁消費者政策課の戸川と申します。よろしくお願いいいたします。

資料2の一番後ろ、資料をひっくり返していただいた目標12のところでございます。この数値目標の調査に関するデータソースの変更についてでございます。

資料のデータソースの欄にございますとおり、これまで「消費者の意識に関する基本調査」であったものを「インターネット調査」のほうに変更したいと考えております。

調査項目欄の見え消しのところは、表現の修正や選択肢を入れかえたものでございます。

変更理由を右下の欄に記載してございます。これまで「消費者の意識に関する基本調査」で設定していた質問に加えてほかの設問も追加する必要が生じたことと、あとはこういった調査を継続的により確保するために、そういったことの融通が利いて継続性を確保できることが確実であるようなインターネット調査のほうにデータソースを移行したいと考えております。

ただ、標本数や調査方法について変更が生じることとなりますけれども、そういったことにつきまして、国勢調査に準拠する等の配慮する事項等は変わらないと考えておりますので、データソースの変更によって大きな値の変動はあまりないかと想定しております。

以上のとおり、データソースの変更についてご了解いただければと思います。

あともう一点、これに関することではないんですけれども、前回の専門委員会で牧野委員から3010運動についてちょっとご質問があったと伺っておりますので、ご回答いたしませうけれども、30の30分が長いとか短いというお話だったと伺っておりますけれども、そもそも運動の趣旨というのが、食べ残しをなくそうということですから、こちらは30分にこだわっているわけではございませんで、そもそも宴会のスタイルですとか宴会の時間の長さとかにもよるとは思いますので、それぞれの地域で取り組みやすいようにアレンジしていただければというふうに消費者庁では考えております。

すみません、以上でございます。

#### ○服部座長

ありがとうございました。

それでは、次には農林水産省食文化・市場開拓課のほうからお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

#### ○出倉課長（農林水産省）

すみません、今の資料の順番が逆になっていまして、目標11の「農林漁業体験を経験した国民を増やす」という目標の管理についてご報告をしたいというふうに思っております。

先般作成させていただいた目標によりますと、平成30年40%という形で伸ばしていこうということになっておりまして、この目標値の実績につきましては、「食生活と農林漁業体験に関する調査」というアンケート調査で把握をすることにしております。このアンケート調査の性格にもよるとは思いますが、この調査の考え方としては、農林漁業体験に参加した人を有する世帯数の割合で把握しているもので、世帯がなくなる限りは、普通は少しずつ増えていくというアンケート結果が本当は出るのだろうと思うのですが、サンプルの問題とか標本の問題とかもあります。実際は、資料にありますように、過去も37.1%が33.0%に減っていたり、今年も36.2%が30.6%になるというアンケート調査上はそういう数字が出ている。これはアンケート調査で把握するというやり方ですので、やむを得ない

事だとは思いますが、数字としては単年度の、アンケート調査のデータを出して  
いこうと思っておりますが、目標管理に当たっては、こういう上下があるというのも数値  
データの性格上おかしいと思いますので、今後は、近似直線で推計値を出して、その数  
値によって40%という目標に向けて毎年管理をしていく、こういうような手法でやらせて  
いただきたいと、考えております。

以上です。

#### ○服部座長

ありがとうございました。

ただいまのご説明についてご質問、ご意見等ございましたら、30分程度お時間がありま  
す。マイクをお回しいたしますので、挙手をしていただいて、また録音しておりますので、  
お名前を入れていただければなというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから大体30分程度、各委員からコメントをどうぞ出していただけれ  
ばと思いますが。

いかがですか、消費者庁のほうの件も、また農林水産省の件も含めてですが、それ以外  
にも何か今までの中でご意見があれば出していただければと思います。

#### ○古野委員

古野です。

消費者庁の説明にあったインターネットによる調査というのは、これは仕方ないことだ  
ろうから、私はいいと思います。

後半に説明のあった目標11の毎年の数値にばらつきが結構あるので、これは点ではなく  
て、上下の誤差の棒をつけるとかすると誤解がないかと思います。

それと、直線回帰についてです、例えば、2枚目の裏ページに22年からの推移がありま  
す。26.9~40%以上というところがありますが、直線回帰と説明されましたが、必ずしも  
直線的ではない。どういう回帰モデルがいいのかを検討されるほうがよいかと思います。

#### ○出倉課長（農林水産省）

今のご意見も含めて、きちんと整理して出していきたいと思っております。



## ○服部座長

ほかにいかがでしょうか。

## ○小島委員

毎日新聞の小島といいます。

すみません、いわゆる目標の中で地場産と国産食材で⑦、⑧が出ていますけれども、前にも少し言ったことがあるんですけど、今度、原料原産地表示が始まりますよね。そのときに、例えば国産材をどこまでカウントするか。例えば、学校給食に出てくるパンは、今度、原料原産地だとアメリカ産とか書かれますよね。そうしたときに、同じパン屋さんが国内の小麦でつくったパンと、アメリカ産の小麦でつくったパンを同時に使ったりしているんですよ。そのときに、それは国産材なんですかとといったときに、現場がどっちをカウントしたらいいか、多分迷う人が出てくると思います。ですから、この定義として、国産材といったときには、原料は海外でも国内でつくったものは全部国産にしますということだったら非常にすっきりするんですけど、そういうふうな考え方でいいかどうかをはっきりさせておく必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

## ○八田企画官（文部科学省）

文部科学省でございます。

この調査につきましては、文部科学省から教育委員会を通じて学校に、一定期間、給食で使用した個別の食品ごとに国産なのか海外産なのかを記入していただいているものでございます。

重たいほうをカウントするなどの方法も考えられるところ、今の時点では特に現場で混乱はないと認識しておりますが、いろいろなご意見も伺いながら対処してまいりたいと思います。

## ○小島委員

わかりました。ただ1つだけ、重たいほうといっても、アメリカ産の小麦だけでつくっているパンだって幾らでもありますので、そういう場合に、アメリカ産と書いてあれば、やはり私は迷うと思います。牛乳も卵もみんな同じです。例えば、カロリーベースで自給率を計算するときも、米国産の小麦はいくら国内で製造加工されたパンでも、国産とはカ

ウントされませんね。だから、どうしても矛盾が生じてしまうので、やはりそこは国内でつくったものは国産だというふうにしておかないと、これは80%の達成は絶対無理ですよ。そもそも、80%は多分そういうカウントの仕方を想定してつくっていると思います。原料原産地表示がなければ、そういう問題は多分生じないと思うのですが、それはさておき、やはり考え方を統一しておいたほうがいいかなと思います。

#### ○服部座長

そうですね、内部でちょっと調整をこのご意見等でしたいただければありがたいなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

#### ○永井課長（農林水産省）

原料原産地表示の関係が出ましたが、消費者庁と一緒に農林水産省のほうで取組をさせていただいております。

今回の、まず目標との関係については、文科省さんのほうでどう考えるかということかなと思っております。一方において、この食育白書でも原料原産地表示の関係について書かせていただいておりますけれども、消費者にできるだけ情報を提供するという観点から取組をさせていただいているところでございます。それぞれとしての制度の目的というのがあるのかなというように思っているところでございます。

#### ○服部座長

ほかに。

#### ○上田委員

上田でございます。よろしく申し上げます。

ちょっと今の関連なんですけど、今ご説明いただきました「食育白書」の23ページの右下に例示がされておりますけれども、今回の原産国表示というのは、我々チェーンストア協会でも常に悩むところなんですけど、国産または輸入という表示が許されるというようなケースがあると思うんです。まさにパンとかうどんとか、それから、いわゆるコンタミの問題等も必ずここに包含されていますので、非常にこれはどうしてもあいまいにならざる

を得ないと思うんですね、現実問題。そういうようなところをどうクリアするのかということが1点と、それから、地産地消というのは食育上、非常に重要な要素だと思うんですが、最近よく言われています東京オリンピックのGAPの問題ですね。これでいきますと、国産品が、下手すれば、小泉さんのお話ですと1%未満になるというお話も伺っておりますし、こういうような、いわゆる国際基準との絡みの中で日本のいわゆる生産物というものをどういうふうに普及するべきなのかということについて、もしご見解があればお聞かせいただけたらというふうに思うんですけれども。

### ○服部座長

GAPについてだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

### ○出倉課長（農林水産省）

GAPの所管局ではないのですが、オリパラの食材調達の農林水産省の窓口を当局でやらせていただいていますので、その観点からわかっている範囲でお話をさせていただきます。

今回、オリパラの組織委員会というところで、持続可能性というのがオリンピックの一つのコンセプトになっておりまして、持続可能性に配慮した食材の調達基準というものをつくっています。持続可能性とは食品安全だとか環境保全だとか労働安全とか、こういう要素なんですけど、こういう食材であることを確認する手法として、例えば、ヨーロッパ発のグローバルGAPだとか、もしくは日本発のJGAPだとか、それ以外でも、農水省でガイドラインというのをつくっておりますので、このガイドラインに準拠したGAPの確認を取った商品、こういうものを調達するという方針が示されています。それ以外にも、例えば、推奨するものとしてオーガニックを推奨するとか、日本的なものとして農福連携とあって、障害者施設なんかで生産されるようなものも積極的に調達しようとか、こういうようなルールも示されているんですけど、このGAPが今どのぐらいの量があるかということなんですけれども、総量としては全生産量の1%というお話もいろいろな先生方から聞いていますが、実際オリパラの中で必要な量というのはロンドン大会の例では1,500万食ぐらいなんです。1,500万食って多いか少ないかというイメージからいくと、東京都の人口が大体1,300万位。そのぐらいのボリュームがオリパラ期間、全体で四、五十日間あるんでしょうか。ですから、1日というとなら30万~40万食ぐらいなので、それほど大きな量ではな

い。しかし、実際として全ての品目のものが今十分にあるのかと言われると、そこはまだ確認ができていませんので、そういう意味では、しっかりとGAPを取っていただきたいと考えています。

もう一つ、世の中の流れからいきますと、諸外国ではこういうGAPを取ったものがいわゆる持続可能性に配慮した作物としてわかりやすいということで、例えばヨーロッパなんかでは、それが小売業者のスタンダードになっているというふうにも聞いていますので、そういう意味では、このオリパラ大会を一つの契機にして、日本の農家の方々にもそういうGAPに取り組んでいただいて、オリパラが終わった後の輸出とかそういうことにつなげていける、こういうふうになっていけばいいということで、農林水産省も今組織委員会と一緒に取組んでいると、こういうことになっています。

以上です。

#### ○永井課長（農林水産省）

上田委員のほうからありました、加工食品の原料原産地表示の関係でございます。国産または輸入などあいまいにならざるを得ないんじゃないかというようなご指摘であったかと思えます。

資料にもありますように、加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会では10回にわたりさまざまな観点から、生産者、消費者、事業者、学識経験者の方々にご議論いただいたところでございます。

まず、この原料原産地表示の議論が行われたときの前提というか、それまでの状況です。現在、原料原産地表示は加工食品の一部について行われており、国別重量順表示で行われてきています。ただ、そのような表示方法においては、過去10年間を見ても、原料原産地表示がなかなか拡大してこなかったという状況があったところでございます。そういう中で、いかにして消費者の方々に対して情報提供を図っていくかというような観点からご議論いただき、あわせて事業者の実行可能性、これも非常に大事なわけございまして、そういう中で先生方にはさまざまな観点から、どうやってこの2つの要素をバランスよく制度としていくのかということについてご議論をいただいたというように思っております。

今回の制度についてご紹介させていただきますと、冊子の23ページのところにありますけれども、基本は国別重量順表示であり、ただ、どうしても産地の切替えなどで難しいような場合というのがあるところございまして、そのような場合については、可能性表示

なり大括り表示で対応していただきながら、それでもどうしても難しいというような場合については、おっしゃられたような大括り表示プラス可能性表示ということもできるということにさせていただいているところでございます。

要件については、一定のものをかけるということをごさいますして、実際にそのような商品が出てくるということについては、我々が過去で調査した事例から見てみても、限定的になっていくのかなというように思っているところでございます。

また、一定の要件をかけていくということになりますので、まず、輸入又は国産については、輸入と書くことから3カ国以上の外国に関するものであり、また、一定の期間において原料の産地が輸入と国産との間で変わるなど、一定の情報が提供されることになるというように思っております。

原料原産地表示制度につきましては、引き続き、消費者委員会でご議論いただいているところでありまして、新しい制度であり、消費者の方々、また事業者の方々に対し普及啓発に努めていきたいと考えているところでございます。

#### ○服部座長

上田様、よろしいでしょうか。

ほかに。

#### ○夏目委員

夏目でございます。

ただいま永井課長が原料原産地表示について詳細を説明してくださいましたが、全く新しい制度が始まるわけでございます。審議の過程では、消費者と事業者側の鋭い対立もあつたりしたわけですが、何とかここに落ち着いた。

今、内閣府令を改正するために準備に入っている段階です。新しい制度のもとに、例えば、先ほどの指標をどうするかというのは、新しい制度ができたところで、やはりこれはもう一度指標の基準を見直していただければいいかというふうに思います。特に原料原産地で問題になったのは小麦、つまりパンの材料でございますから、学校給食なりに大きな影響が出てくるというふうに思います。そういうときに国産食材、それから外国産食材というところの定義というようなものをもう一度文科省さんなり農水省さんなり関係府省でもってご検討いただいとすることが必要になってくるというふうに思います。ただ、も

うこれは決まっておりますので、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。  
以上でございます。

#### ○服部座長

ありがとうございました。

#### ○武見委員

この白書の案の一番最後のページ、施策の現状に関する評価ということですが、下にあるデータのまとめが上2つの○と思いますが、その下のほうの2つ目の項目、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合」、これについても「改善傾向」という表現でまとめてあります。が、下をよく見ると、⑩番、若い世代についてはかなり下がっているというデータになっておりますので、先ほどの24ページ辺りでも、若い世代の問題は今回もかなり指摘していると思います。まだこの第3期の食育推進計画が始まって1年目ですし、やはりどこに課題があるのかということを確認に示していくほうが今後の取組のためにもいいと思いますので、この上のまとめの文章については再考していただけたらいかと思います。

#### ○服部座長

いかがですか。よろしいですか。再考していただく形でいきましょう。お願いします。

#### ○岩本審議官（農林水産省）

白書そのものにつきましては、今作業中でございますので、適切な、誤解のないものになるようにいろいろ考えていきたいと思っております。

#### ○菊地専門委員

フードサービス協会の菊地でございます。

この第2部でいろいろな取組、非常に多岐にわたる取組になってきたというのが実感なんですけれども、この第2部で取り上げている取組と、第3部での数値目標というのは常にリンクをしているということを確認していく必要があると思っています。この第2部の取組が、その数値目標にどこにかかわっているのかということ、より分かりやすくす

るべきではないかなという感想を持ちました。

そういった視点で見ていったときに、先ほど上田委員からも話があった食品の安全性・栄養等に関する情報提供の推進のページなんですけれども、確かに加工食品の原料原産地表示、これは我々の業界でも結構大きな課題なんですけれども、これも決して重要ではないとは言わないんですけれども、この食品の安全性・栄養等に関する情報提供の推進ということ言えば、私は今の時代であれば、食中毒のリスクということについてもっと焦点を当てるべきではないかなと思いました。たまたまこれは、きざみのりの問題が起きたからというわけではなくて、やはり食育という視点で食中毒のリスク防止、手洗いの重要性であるとか、そういったことが重要性の観点もしくは優位性で言えば、本来盛り込まれるべきであって、この原料原産地表示が問題だから除いていくとかそういう話ではなくて、もう少し取組と重要性と数値目標というものがしっかりリンクしているような形での構成というのが非常に重要なのではないかなということ意見を申し上げさせていただきます。

#### ○服部座長

ありがとうございました。そうですね。今ご意見いただいているんですが、20分にはなるんですけれども、いろいろご意見あると思いますが、とりあえず次に移りたいと思うんですが。その前に、岩本審議官、お願いします。

#### ○岩本審議官（農林水産省）

白書につきまして、貴重なご意見ありがとうございます。編集の考え方もいろいろなご意見が実は策定過程でございました。今お配りしているものも、概要素案にすぎず、本文はまた別にございますので、概要素案への取り上げ方の整理の問題があると思います。具体的にいただいたご意見については、今年度間に合うかどうかわかりませんが、また来年度編集する際に十分考えていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○服部座長

ということで、今、素案を固めようとしているところだそうなので、ぜひそれをお待ちいただきたいと思いますけれども。

先ほど、ちょっとGAPの話が出ましたので、ちょっと皆さん知っておいていただきたいんですけども、今、オリンピックレガシー自体が、レガシーは遺産ですけども、これからオリンピックを開催する国には、ちょうど5年前のロンドンオリンピック以来残していきたいということで、日本が、今回東京でオリンピックを2020年に受けなきゃいけないことになりましたから、それに対してIOCからの規制が来ているわけですね。いろいろ打ち合わせた結果、GAPという扱いになりました、食品自体の扱いは。ですから、これからオリンピックで使われる食材はGAPというものが前提になっていなければいけないということなんですけど、先ほど、1%しかないんですね。これから日本の食自体がポストオリンピックですよ、オリンピックの後もそういったものが残っていくためにも、ぜひ進めていただきたいということが一つあることと、今、手続費用に関しては東京都と国のほうが一応5年間は面倒見ようということで、1年間当たり大体40万円ぐらいGAPの手続費用がかかるらしいんですけど、それがもらえるんですよ。ですから、そういったことを、きっと今日の委員の方々はどこまでご存じかわかりませんが、まだあまり知られていないんですよ。それで、私ども今それを農家の方に説明しに行っているんですよ。そうすると「俺はできねえ」とか「何プラスになるの」とかいろいろ聞かれますけど、1%をさらに2%、3%にしていくには皆さんのお力もおかりしなきゃいけないので、1件当たり40万円ぐらい1年当たり出るということも知っておいてください。それ以外のちょっとした手続費用も出るそうなので。これ、僕が言う話じゃないんですけどね。すみません。

では、もうそろそろ次の議題に移ってよろしゅうございますか。

それでは、議題を移らせていただきたいと思いますが、議題（3）当面の食育推進評価専門委員会の進め方についてということで、先ほどからお話しいただいていることは進め方にみんなつながっているような話なんですけれども、事務局から資料の説明を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○岩本審議官（農林水産省）

消費・安全局審議官の岩本でございます。たびたびすみません、ご説明申し上げます。

今回、多数の委員の方から70件を超えるご提案をいただきました。それを全て整理するのはなかなか大変なことですが、資料3をご覧になっていただきたいのですが、最初に、今進んでいる作業のフローチャートにしております。今、先生方のほうからいろ



いろ、重点課題の取組の方向性について、留意しておかなければならない点についてご指導いただくということで、いろいろ書面、メモでご提出をいただきました。

それで、次の矢印のところでございますけれども、それにつきまして本日、これは大変恐縮でございますが、いただいたご意見の視点・ポイントにつきましてキーワードベースで一覧とさせていただきます。この資料3の後に、別紙1は全体的なご意見ですので、少し詳しくさせていただきますが、それ以外のご意見については各それぞれの重点課題に対応したいろいろな観点からのご意見で、膨大になるものですから、キーワードに整理して並べさせていただきます。それが折り込みが入っている横長の資料でございます。

今後、今日も私の説明の後に、先生方から補足のご説明、コメントがあればまたいただくことになろうかと思いますが、いずれにしても、関係省庁のほうでその部分についてどういうふうな取り組み方をしていくのかということ整理いたしまして今後に備えていきたいと思っております。その上で、平成29年度の評価専門委員会の中でそういう機会をいただければ、各重点課題ごとにこのようにご指摘もいただいておりますので、それをどう考えていくかということ関係府省のほうと、それから先生方のほうともコミュニケーションをとる機会をいただきまして、よりよいものにしていきたいと思っております。

それで、ご意見はもうここにご案内のとおりなのでございますけれども、簡単に申し上げますと、別紙1に関しては全体的なご意見ということで、お名前は伏せさせていただいているんですが、やはり重点課題をどのように達成するかということと、その目標をどう置くか、それから、例えば、数値目標になっている部分をどう考えるか、それ以外に指標を置く必要はないのか、不足する部分があればそれは考えなくてもいいのか、それをどのような指標で把握すべきか。

最初に申し上げましたように、既に平成27年12月の食育推進評価専門委員会で、一応シートという形で整理をしておりますけど、そういったものも改めて問題があるようであれば見直す必要があるのかもしれない。そういうことが必要になってきます。

その上で、具体的にどういうアクションを起こしていくのか、これが実は一番の重要なことになってまいります。

そこで、別紙1の最初のご意見いただいているものがございますように、それでは重点項目ごとに推進状況と工夫、期待される成果の議論をしなければなりません。具体的に、特定の重点項目に関してどのような結果を求めているのか。そのときに、それをどういうふうな形でそれぞれの政策手法を展開していくのかということアクションプラン的に整

理していかないと、これは納得いかないということになるかと思えます。

次のページのところにも、全体的なご意見として、例えば、ほかのご意見にもかかわる話ですが、具体的な目標を達成するためにどのような主体をターゲットにして、どのような手法で働きかけをしていくのか。例えば情報発信というのであれば、誰にどのような方法で情報発信していけば一番有効なのか、現状においてどうなっていて、どう変えていかなければならないのか、どういう体制をつくっていかなければならないのか。体制づくり、協力関係を構築することが施策としてあるのであれば、どのような体制を構築していく必要があるのか。予算とかそういう事業ベースのものがぜひ必要だということであれば、どういう効果を考えて、どの程度必要になってくるのか、それがどう進捗しているのか、どういう課題が出ているのか、そういうことを全部整理していかなければならないということでございます。

そのようなことで、概括的に先生方からもご意見をいただいております。

それから、個別の視点・ポイントに関しましては、一番ご意見が多かったのは、「若い世代に対する食育の推進」でございます。ほぼ全ての先生方からご意見をいただいております。個別具体的に、例えば、高校や大学の食堂だとか社員食堂との連携、地方自治体との連携を深めていったほうがいいのではないかとか、あるいは若い世代に対しては、学校教育からきちんとやっていく必要があるということは当然のことでございますけれども、例えば、親子料理教室とか親子体験みたいなものも有効ではないかというご意見。

それから、いろいろな世代、若い世代に対する情報発信といったときに、どういう方法がいいのか。従来のものにとらわれなくて、新聞とか雑誌だとかそういうものを活用してはどうかとか、新たな多様な情報発信手段を、それぞれの主体に応じてきちんと戦略的に考えていく必要があるのではないかとご意見もございました。また、栄養課題ごとにターゲットを絞った情報発信のあり方も考えていかなければならないのではないかとご意見もございました。

メディア関係者も含めた教育関係者、それから専門家職員との連携・強化のご意見がございます。それから、口腔機能発達への職員の支援という観点からの情報発信も必要だということとか、推進システムをつくっていく必要があるというご意見もありましたし、ライフステージをつなぐ食育、これは当然のことでございます。

それから、ライフイベント、やはり妊娠だとか出産だとか進学だとか就職だとか、いろいろなライフイベントのときにしっかり食育を施すと有効ではないかというご意見もあり

ました。

それから、青少年団体が取り組んでいることとの連携もきちんとしたほうがいいのではないか、戦略的に入れていったらいいのではないかという意見。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動で申し上げれば、10年間で大分成果が出てきて継続的に進める必要があるけれども、多様なライフスタイル、新しいライフスタイルに応じて「早寝早起き朝ごはん」国民運動に何を求めるか、不断の見直しをしたほうがいいのではないかと貴重なご意見もございました。

それから、「美味しい食事の作り方」という観点から、優れた調理師の方々との連携の下に進めていくということも若い世代に対しては非常に魅力的なものになるのではないかとのご示唆もいただいております。

それから、「多様な暮らしに対応した食育の推進」のところは、やはり昨今いろいろなライフスタイルがございまして、食生活が不規則になったりうまくいかなかったりという課題に対応して、共食も進めていただきたいというご意見もございました。

きちんとデータに基づいてそういうものを分析する必要があるのではないかとのご意見。

それから、先ほどの再掲が出ております。

学校の取組というものが、こういう多様な暮らしに対応し、基礎をつくるということ、そこを視野に入れた学校の給食あるいは食育というのを考えなければならないので、そこは中学校における完全給食の実施だとかそういったものについてもいろいろ制度面も含めて検討する必要があるのではないかとのご意見がございました。

それから、貧困家庭への地域食材提供の観点からもいろいろ考えるべきというご意見もございました。

3番目の「健康寿命の延伸につながる食育の推進」に関しては、やはり健康寿命を延伸するために食育施策がどのように貢献するのかということを経理的にきちんと研究、分析をする必要がまず基本としてあるのではないかとのご意見がございました。

それから、減塩とか肥満防止の観点から、どのような方策を講じれば理解増進ができるのか、地域特性を踏まえた効果的な広報活動も考えるべきだというご意見もございました。

減塩・低カロリー食普及への調理師のご協力という話についても、同様の観点からの意見がございました。

学校保健・学校給食・健康教育の連携、自治体・企業・地域団体との連携ということも

ございました。

それから、口腔機能低下を予防する観点からの意見が、最後のほうの7つぐらいの項目です。

4番目のところで「食の循環や環境を意識した食育の推進」ということに関しましては、地場産物の学校給食における使用割合の向上に取り組んでいるのですが、働きかける主体をどこにするのかということもきちんと考えなければならないというご意見もございました。

学校間での取組にも格差が結構あるのではないかと、そこをきちんと分析する必要があるという意見がありました。

食品ロスの問題については、この問題は大きな問題であるということとを一人一人に自覚させるための情報発信のあり方を考える必要があるというご意見もありました。

食品ロス削減、こういったものを国民運動としていくために、どこにどう働きかけをしていくのか、講ずるべきアクションを戦略的に考える必要があるだろうということ。

それから、農林漁業体験に関しましては、働きかけの主体というものをきちんとターゲットをつくって、どういうふうにやれば皆がやる気になるのかということを考えて頭を使っていく必要がある。具体的に明らかにしていく必要があるというようなご意見だったかと思います。

「食文化の継承」に関しては、科学的知見というものが少しあったほうが強化されるのではないかと、説得力が出てくるのではないかとということ、例えば、米食を中心とした日本食といったときに、健康の効用ということについて、科学的知見はきちんと蓄積したほうがいいのではないかとご意見もいただきました。

それから行事食というものもあるので、そういったものもうまく活用して、行事食として商品化されていないものもうまく受け継いでいくとか、そういった取組も必要ではないかという意見もございました。

それから、食文化を意識した学校給食による食育などのご意見をいただいております。

また、食文化継承に向けた子供たちの身近な体験の場づくりということで、一番最後のところに、地域のイベントとか公民館等の活動もうまく活用していったらいいのではないかとご示唆がございました。

「その他」というところも重要な意見がありました。全体にまたがるものですからここに書かせていただいて大変恐縮なんですけれども、地域で食育に取り組む民間団体とかグ

ループというものをうまく育成するという視点も必要なのではないかということでした。

それから、食育推進基本計画のPRについてのご意見。

それから、これはさっきの話とちょっと近いのですが、地方自治体における学校外の学習活動とかいろいろな体験活動の中で、今盛んにやっておりますけれども、食育というものをもっと打ち込んでいくとか、もう少しアクティブにやる必要があるのではないかというご意見だというふうに理解しております。

食育についてのいろいろな、資格制度というやや語弊があるんですけども、学習成果とか様々な食育に関する実験の成果をうまく認定し、サーティフィケートすることにより意欲増進につながるのではないかというアイデアなりご示唆もいただいているところでございます。

今日ご議論賜りまして、もしよろしければ、最初の対応手順のところにありますようなことで、少しコミュニケーションの場を何回か、平成28年度も2回しか評価専門委員会を開かなかったんですが、何回ぐらい必要かというのはまた見積りまして先生方とご相談をしてみたいと思いますし、個々の課題について省庁のほうの考え方も明快にさせていただき、有益な意見交換をさせていただければというふうに思っております。

そういうことで、資料4には、一応僭越ながら、年度末でございまして、平成29年度におきましてどのくらい開催するかということについて非常に雑駁なものを入れさせていただきました。簡単なもので大変失礼します。

今申し上げましたように、「重点課題」の取組等を課題とした委員会を、29年度内に少なくとも2回以上は開催したいということでございます。

それから、29年度のこの時期までに本日と同様の議題で29年度を振り返っての議論を行いたいと思っております。今のところそんなことを考えておりますので、またご指導賜ればと思います。

以上でございます。

## ○服部座長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたが、ご質問、ご意見等がございましたら、20分ほど時間を取ってございますので、いかがでございましょうか。

今こちらで視点とポイントという折り込みの紙がありましたけど、それを読んでいただきましたけど、皆さんそれぞれ考えていることは同じような考え方で、この委員の方のご意見ですから、あの方もこの方も考えていたんだなというふうに思いました。

我々こういった考え方を具体的に食育推進評価専門委員会としてこれから現場に生かしていかなきゃいけない、その取組の接点をこれから探っていくわけですけど、その場合に予算が欲しいというのもあるでしょうし、あまりお立場上いろいろ事務局のほうは難しいお話も出てくると思うんですけども、ビラをまかなきゃいけないこともあるよとか、そういうご意見も含めてなんですけど、ぜひいただきたいなど。

私も、推進するのに、あそこをもっと動かしたらいいのになと思って、しかし、ここに出ているんですけど、その動かし方が、お一人つかまえて動かしましょうと言ってもどうも進まないの、その場合どうしたらいいかなどということも諮っていききたいなというふうに思ったこともあるんですけど、そういったことでも何でも結構でございますから、どうぞ出してください。お願いします。

## ○牧野委員

ありがとうございました。

最初の対応手順のところの考え方なんですけれど、委員の皆さん方からいろいろなアイデアといいますか提案をいただいた後の考え方で、もちろんそれを整理して意見交換をしてということは当然だと思うんですけど、その後まとまったものをどうしていくんだという話まで含めて考えていかないといけないと思うんです。

基本的には、普通に考えれば、予算の日程にどういうふうに乗せていくかとか、当然あるポイントを定めて、そこからバックキャストさせて、こういう手順でいくんだというような考え方がないと、こういった形で考え方を整理して意見交換をして一応まとめましたというのはいいんですけど、では、それをどうやって実行していくんだという話になったときに、それはそれでまた考えますと言われたのでは、恐らくここにいらっしゃる委員の皆さん方は貴重な時間を割いて労力を使っても、それを有効に生かしていただけるのかなという感覚を持ってしまうと思うんです。まさにこの意見交換の後、いつの段階で、どういうアクションを起こすかのという話をある程度明確にさせていただく必要があるんじゃないかなと私は思いますけれど、いかがでしょうか。

## ○服部座長

ほかにはないでしょうか。

## ○上谷委員

日本食生活協会、上谷でございます。

第3次計画が発表されて1年ということで、なかなか事業ベースに乗せるというのは難しいところだったんですが、早速私ども、本年度は若い世代を中心とした食育の推進ということで、全国でまず取り組みました。対象者としては高校生ということで、高校にプッシュしたわけです。朝食を欠食する若い世代の取組については、やはり食べさせてもらえなかった時代から、自立して食べていかないといけない時代というところの、やはり食べさせてもらえなかった時代のときにちゃんと教育をしておかないと、自立した段階でやりますと、自分たちの新しい環境に慣れることが優先で、なかなか食というところまで手が回らないというような感じの状況が掴めてくるのではないかと考えています。特に20歳以上の就学後に、そのように欠食というところが大きく始まっているということが、さきの厚生労働省の、今この質問はないんですけれども、国民健康・栄養調査によって朝食欠食が始まった時期というのがその時代にぴったり合うんですね。そういうことから、高校、大学、大学はなかなかつかめないの、高校までだったら何とかなるだろうということで取り組みました。

窓口はさまざまございました、教育委員会だったり学校長だったりということで。そうした中で、校長先生が食育についてとても理解を示してくださった学校においては、私ども1クラス分しか予算を持っていないものから、5クラス、6クラスあると全部やってくれと言われるんですね。そうすると、高校生というのは、やはりまだ親の扶養の下におりますので、お金を取るわけにいかないの、こちらの事業費を持ってやってやるという形を今回はとったんですね。

そのようなことで、今日添付してあります各省の予算表を見ると、この委員会の中で共有した何かを取り組むに当たっては、こういう予算が申請すれば使えるとか、そういう形を含めながら検討していかないと、なかなか実施ができないのではないかとこのように思います。

特にあわせて、先ほどからお話があったように、地場産食品とか国産食品という名前が30%以上とか80%以上という形は、頑張ればきっとできるであろうと思うんですが、やはりそれは自給率を上げるということをはっきりと言ったほうがいいと思うんです。本当

によその国から入ってこないという段階になったとき、どう対応するかということは切実な問題ですから、そういうテーマをしながら、学校給食においても、それからひいては産業給食においても、こういう協力をしていくということがとても大事なんじゃないかというふうに思います。

もう一つ、子供食堂の問題がここで取り上げられました。去年まではそれは上げられていなかったんですけど、この子供食堂を考えると、どういう立場でこれは指導していったらいいんだろうと常に思います。というのは、昨日のテレビでも、こども保険も検討されていると自民党委員会では検討されているような、介護保険に次ぐいろいろな補助をし、子供を育てていこうではないかという話題になっておりますけれど、子供食堂一つを考えると、貧困という形のその対象者だけではなくて朝食が欠食、そして昼は学校給食、夜は子供食堂となったら、家庭というものがちょっとおざなりになるんじゃないか。家庭での食というのをどのような位置づけでやっていくのかということがとても大きな問題になるのではないかと思います。

ちなみに、高校に入ったり中学校に入ったりしまして私どもが感じましたのは、栄養教諭の配置というのはとても効果が出ていると思います。ただ、1つ疑問に思ったのは、栄養教諭がしっかりと、調理場だけではなく、ちゃんと教諭として活動ができるように、国からも食育委員会からも指導体制をつくっていくことが大事なんじゃないかと思います。

以上です。

#### ○服部座長

ありがとうございました。

それでは、審議官からちょっとお願いします。

#### ○岩本審議官（農林水産省）

最初に、牧野先生のほうからいただいたことをございますけれども、当然のことながら、この先がないとならないということはそのとおりかと思えます。今、関係省庁のほうで十分まだ相談していないものですから、はっきり明確には申し上げられないのですが、私自身のイメージとしましては、個々の個別のことにつきまして、指摘されたことも踏まえて意見交換をさせていただく中で、先ほどお話があったように、予算がどのようなものを使うかということも含めて、きちんとご説明した上で、きちんと理解をさせていただいた上



で、基本計画に定める目標を達成するためにどのようなアクションを起こしていくのかを議論する必要があります。アクションプランまでいけるかどうかわかりませんが、少なくともフォローアップということでもしっかり書面に出して、それを個々にご説明していったものをオープンにしていくことまで出来れば理想的ではないかと思えます。

#### ○牧野委員

ぜひアクションプログラムまで持っていくことを目標に頑張りましょうということをあえて申し上げさせていただきます。

#### ○服部座長

いかがでしょうか。ほかに。

#### ○長島委員

先ほど、上谷委員から本当に素晴らしい応援歌をいただいてありがとうございました。

私どもは栄養教諭、学校栄養職員の団体ですので、小・中学校において栄養教諭の配置が行われているところに対しては、食育も充実をしてくれてまいっております。全体計画を立てながら、義務教育の中でしっかり段階的にカリキュラムを組んで食育を行っております。その結果、子供たちは、「とてもよくわかった。今日の授業楽しかった。明日から頑張るよ」と言うんですが、いかんせん先ほど言われたように、高校、大学になると全くそれが継続されて活かされていっていない実情を目の当たりにします。

私も、一方で大学で学生を見ておりますので、健康・栄養学科あるいは保育学科の学生に対するとき、栄養教諭や学校栄養職員を目指す学生であっても、高校時代辺りに、小・中学校での食育は途切れてしまっている実情があります。ましてや一般の大学生、高校生であれば、それはもっとひどいかと思いますので、ぜひ20代以降の若い世代にターゲットを当てつつも、その基盤となる高校、大学に視点を当てた活動をしていただいて、ライフステージをしっかりつないでいただく。幼いときに刷り込まれた食育がずっと継続して発展して、自分の実践力になるような取組の仕掛けを考えていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○武見委員

この委員会の役割というのは、食育という政策の方針を決めること、これが基本計画だと思います。そして、それを具体化するための制度設計とか、今も予算措置の話が出ましたけれども、国としての予算をどういう方向に持って行くのかということに対して提言していくことだと私は理解しているんです。

今、牧野委員のほうからアクションプランというお話がありましたけれども、そういう意味での大きなところの考え方はここから出ていくかもしれませんが、この白書の1ページにある図がいみじくも意味していると思いますけれども、実際に食育の活動をしていくのは、決してこの国の委員会ではなくて、それぞれの団体であったり、現場であると思います。ですから、そこに対してどういう方向かとか、どういうことができるのかということをやりにやりやすくするようにしていくことが大事だと思っております。

そういう意味で、その結果を評価するというのもこの委員会として大事なことで、前回の第2次計画の評価から第3次計画の策定をやるときにもそのことは随分議論してきたと思いますので、やはり第3次計画に入ったら、すぐ5年後の評価時期が来ますので、そういうことも考えていく必要があるかと思えます。

それで、私は先ほどの意見の中では、比較的全体的に各重点課題と事業と、そして評価項目はどのような関係なのかというあたりの整理も含めてやっていくことが必要ではないかという意見を出させていただきました。

今、栄養教諭の話がたくさん出ておりましたけれども、確かに栄養教諭の制度ができて、食育の法律ができて、すごく動いて、先ほど5,765人ですか、というのが配置されてきましたけれども、一昨年でしたか、総務省の食育の評価では、「栄養教諭が増えて体制は整ったけれども、その効果の評価は不十分である」ということがはっきり書かれてしまっているわけです。そういうような状況がある中で、個々のところでどんなふうに評価をしていくのかということについても支援できることがあればしていく必要があると思えます。

今日、資料として1つ出させていただきました、「学校における食育の評価のワークブック」です。これは私が所属している日本健康教育学会という健康教育とヘルスプロモーションを担う学会の研究会で作成したワークブックです。今お話したように、まさに栄養教諭の配置が進んできて、現場でみんな頑張っている。ものすごく頑張って、子供たちもそれなりに楽しんでくれたといった、そういう報告はたくさんあるのですが、果たして本当に評価が十分にできているのだろうかということに疑問を持って、その学会の中の栄養教育研究会というのがあります。そこで4年間をかけて作成したものです。現場の栄養教

論の方も全国から集まってくださいました。年1回研修会をやりましたけれども、大体90名ぐらい集まってくださいって、そこで議論しながらつくってきたものになります。これを使ってそれぞれがやっている学校での食育の評価ということを進めていただくことができたなら、それが蓄積されていけば、まさに全体の評価にもつながっていくのではないかと考えております。そういう意味で今日資料を出させていただいたということです。

ですから、言いたいことは、やはり個々が何かをやるということだけではなく、やはり大きな方向性と、それをやるためにどんな制度設計と予算措置をしなきゃいけないかということも明確にしていくし、それができるようにデータを集めたり、話し合いをして評価していくことが大事かなと思っております。

### ○服部座長

ありがとうございました。

実は私、文部科学省の関係で中央教育審議会の委員で、食育の時間を取ってほしいというお願いを再三にわたってやってまいりましたけれども、学習指導要領の中にその時間は取れないということをはっきり明示されてしまったんですね。というのは、教科書づくりまで私どもやりました、小学校の。非常に内容のいいものだとは思いますが、じゃあ、栄養教諭の方が給食の時間とかその他の時間を使っていろいろご指導するのにも、食育の時間が取れていない上で教科書があったって意味はないんですよ、本来は。ですから、そういうことも今後、文部科学省さんのサイドでそういう時間をつくるということをしていただかないと、栄養教諭が生きてくる場所がないなというふうにも思っております。そんなことをちょっと感じております。

### ○小島委員

小島ですけど、食事バランスガイドと食育の関係でちょっと気になるのは、糖質制限ブームへの反論をしっかりとさせておくことが大切だということです。今、糖質制限がとてはやっていますよね。それで、外食産業でも、昨日、テレビを見ていたら、糖質を制限したラーメンが出てきていました。ラーメンを食べるなら、減塩に気をつけるほうがよほど重要だと思いますが、それでも糖質制限のラーメンが出てくるんですよね。だから、私の周辺にも、糖質制限のほうが健康になるんだという考えをもった人が増えています。なぜ、それが問題かということ、国が推奨している食事バランスガイドと真つ向から対立するから

です。国のバランスガイドは糖質を否定していませんね。つまり、バランスガイドは健康になるための食育の根幹になっているわけです。バランスガイドに従って、朝ごはんを食べるにしても、糖質は必要だから食べるわけです。そのところをしっかりと栄養教諭が理論武装していないと、糖質制限ブームに負けてしまいます。糖質制限派の人が、ご飯の割合は30%とか40%にしたほうがいいよと言ったときに、すぐに栄養教諭や栄養学の先生が「いや、それは違います。こういうエビデンスがありますよ」と即座に反論するくらいになっていないとだめです。もう少し危機意識をもって対処するのがよいように思います。

### ○服部座長

一応マスコミも問題でございましてね……

### ○小島委員

もちろん。マスコミだけの問題ではないので。

### ○服部座長

糖質制限をかなり高く評価してずっときたんですけど、私も一時やったことあるんですよ。そうすると、肝臓と腎臓を悪くするんですね。そういうこともありますし、人によるんです。

それと、糖尿を持っているような人の治療には非常にある時期いいんですけども、どうかということも、そういうものを含めてやはりこれから普及させていかないといけないかもしれませんね。

### ○小松委員

栄養士会の小松でございます。

いくつか論点があるかなと思っていますけれども、1つは今言われた、例えば、糖質制限にしろ何をするにしろ、やはりエビデンスに基づいた説明をきちんとやって、それを広めていくという作業が非常に大事だろうと我々は思っています。ですから、そういう意味では、今、栄養士会のほうで栄養の日・栄養週間を、8月4日と1週目に定め、そこから、適切な情報発信を国民の皆様に行っていこうと考えております。

その中の一つのテーマとして、食育の政策に絡める必要があるということで、若い世代

の部分ターゲットにして、今年は若い女性の痩せの問題を取り上げて、今どういう問題が出ているのか、あるいはどういう食生活が望ましいのかといった情報発信を是非していきたいと思っております。

それともう一つは、栄養の日だけでなく「食育月間」とか、「野菜の日」とかいろいろ食に関するさまざまな日があると思うんですね。だから、そういうタイミングというのは、何も関係者だけが勝手に行うんじゃなくて、やはり連携というのがすごく大事だろうと思っております。いろいろな意味で連携ということ意識して動かないと、やはり広がりがないだろうと思うんです。だから、食育に、ここの委員会に集まった先生方にしても、さまざまなところから代表者として出ているので、こういう場をひとつきっかけにして、お互いに、そういうことをやるんだったら、ぜひ一緒に連携してやりましょうよみたいな、そういうことをお互いに進めていくという作業もやはり必要じゃないかなと思います。

この会議をうまく活用して、そういう考え方を根づかせていくという、そういう作業をぜひお願いしたいと思っております。

## ○服部座長

ありがとうございました。

## ○長島委員

すみません、先ほど栄養教諭に関するご提言がいっぱいあって、誤解があるといけませんので申し上げさせていただきたいなと思っております。確かに、現行学習指導要領の中に食育の時間というものが特設されてはおりません。そんな中で、栄養教諭が食育を学校で十分行えないんじゃないかという誤解が皆さんの中にあるといけないと思ったので申し上げさせていただきたいと思っております。

栄養教諭は、まずは学校給食の時間は年間180回、概ねどの学校でも給食はありますので、その時間を使っての食に関する指導ができます。給食の時間は、栄養教諭の裁量でかなり使っていけるので、継続的に日々積み上げていけば相当な時間数を確保できます。

それと、教育活動全体を通して、例えば家庭科であったり、保健であったり、特別学級活動の時間であったり、さまざまな時間をいかようにも使って食育を行うことができるという特質もあります。教科にとらわれない分自由に、マンパワーによるところもあるんで

すけど、力があれば十分に発揮できる場面もいっぱいあります。

ただ、これからは、私ども栄養教諭は、児童生徒を1年～6年までの間、あるいは中学3年間で、こういうことができる子にしたいという視点を持って、私たちの側から教科のほうに働きかけていく取組をしましょうということで今活動を始めています。願わくば、「食育」という教科が将来的にあって、しっかり食育が行われるのが理想ですが、今の段階ではそういう形で取り組んでおりますので、ご理解いただけたらと思います。

### ○服部座長

否定したわけじゃございませんので。

### ○岩本審議官（農林水産省）

時間がなくなる前に一言申し上げておきたいと思いますが、武見先生のほうから全体のお話がありましたけれども、もとより、食育基本法のもと、食育推進基本計画の中で目標管理をして施策のフォローアップをしていくということが基本となります。その上で、個別にご指摘いただいた点についても応えていきたいというふうに思っております。

1つ留意しておかなければならないのは、この食育推進評価専門委員会というものは、ここで全ての食育に関する施策を全部企画立案したり、決定したりするような会議ではないということです。ですから、今いろいろなご意見が出ているものが、計画とか目標とかに照らしてどうなのかということをしちゃんとフォローアップするということがまず第一にあって、その上で、その説明の中では、各省で検討しなければならないこと、あるいは各省の審議会できちんと決めなければいけないこと。例えば、学習指導要領の話であれば中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会で議論しなければならないものもあります。政府全体の進捗を管理するのが、この委員会の役割だと私は思っています。

### ○牧野委員

目標の管理という考え方をしていくというのは、恐らくこの委員会なんじゃないかと私は思っていたんですよね、ずっとやっていて。つまり、ここに上がっている32年度の目標をどうやって達成するのかということは、恐らくこの委員会が考えなきゃいかん話ですよ、武見先生。

## ○武見委員

はい。

## ○牧野委員

だとすると、もちろん、基本的にはここは27、28年度のところしか書いていないですけど、本当はその前もあって、長期トレンドでみて今どこまで来ているのか。今までの我々を初め、各団体の皆さん方や各自治体の皆さん方の努力があってここまで来ていて、あと目標まで一体どれぐらいのことをやればそれが達成できるか、ということを考えていかなければいけないのが推進委員会じゃないかなと私は受け止めているんです。審議官、そうですね。

## ○岩本審議官（農林水産省）

そうですね。

## ○牧野委員

やはり武見先生もおっしゃっていましたが、目標に対して、今どこの位置まで来ていて、あともう少しのところでこれが達成できるんだったら、そのために何をしなければいけないか、あるいはまだまだちょっとこれは頂上が遠いぞということに対しては、どういうふうにしなければいけないかということ、それぞれの立ち位置から検討するということが大事なのでは。

そういう意味で申しますと、1つだけ具体的に申し上げますけど、㊸番の一番最後の、私に関係しております、推進計画を作成・実施している市町村の割合については、昔に比べればかなり伸びてきているんですよ。ただし、77、78%という数字を見ていると、どうも頭打ちだなと。つまりこれはずっと前から指摘している話ですが、最後の100%を目指すのは、それはもちろん理想なんだけれども、中小・零細町村では、なかなかこういう推進計画はつくれないので、それに対する対応は、やはり国なり県なりのバックアップが要るんじゃないか。それをしていかないと、なかなかこの数字はもう上がってこないんじゃないか。実際そうになっていると思うんですよ。つまり、そういうようなことを考えていくことが求められるんじゃないか。

ほかの項目についても、実際どういうことが原因でそうになっているかということを考え

ていく、あるいは達成できているところはもういいと思うんですよね。そうなっていないところをどうするかということを考えていくのは、やはり推進委員会の役割かなと、そんなふうに私は思っていますが、いかがでしょうか。

#### ○岩本審議官（農林水産省）

おっしゃるとおりでございます、そういう意味におきまして、目標を達成するためにきちんと分析する必要があるとしまして、ほかの例で恐縮ですが、例えば、教育基本計画とか科学技術基本計画などもそういう分析をシビアにしています。だから、伸びていないなら、伸びていないとはっきり言っていますし、その原因が何かということとか、そのために施策をどういうふうに入力するのかということもきちんと出しています。

#### ○牧野委員

それがアクションプランでしょう。

#### ○岩本審議官（農林水産省）

それをやるために、アクションプランというのは具体的にきちんと明確にしていく必要があるということでございます。

以上でございます。

#### ○服部座長

ということで、お時間も迫ってまいりましたけれども、いかがでございましょうか。まだまだご意見等はおありだと思っておりますけれども、とりあえず今回のこの委員会、これで終了とさせていただくような形をとりたいんですけれども。

その前に、事務局のほうから連絡事項があるそうなので、ひとつお願いいたします。

#### ○福田課長補佐（農林水産省）

すみません、事務局のほうから連絡事項を述べさせていただきます。

お手元のほうに資料の中の参考資料1というのがあるかと思います。A4の縦紙の「第3次食育推進基本計画（概要）」という一枚紙の表裏のペーパーでございます。ありますでしょうか。



こちらのほうですが、前回、富澤専門委員から、「第3次食育推進基本計画」のコンセプトについて、これは「実践の環を広げよう」というものですが、これをもっとPRすべきというお話をいただきまして、実際のコンセプトにつきましては、これまたお手元のほうに大きなA3のパンフレットをお配りしておりますけれども、このように「第3次食育推進基本計画」のリーフレットをつくりまして、これはホームページに掲載しているものですけれども、これを見た方が、これをプリントアウトして「第3次食育推進基本計画」を進めていくということができるようにつくってございまして、ここに大きく「実践の環を広げよう」というのと、あとはここに図がありますけれども、こういう図をつけて、これを使えるようにしているというものでございます。

ただし、これですといろいろなページがいっぱいあるので、従来からつくっております、先ほどちょっとご説明申し上げました参考資料1の裏表の一枚紙、これは2次計画のときにもこれと同じような体裁のものをつくりまして、これを用いていろいろな場面で食育推進基本計画のご説明をするのに簡略的な資料として用いているものですが、これを今回、第3次計画についてもつくりまして、これの中の1枚目の上のほうに「第3次計画のポイント」というのが書いてありますが、ここにコンセプト「実践の環を広げよう」というのをしっかり明記しております。

これで、例えば、市町村が計画をつくる際に、いろいろな地元の方に第3次計画というのはどういうものかというものを簡単に説明するのに用いることができるように。その場において、このコンセプトというのがしっかり示されるようにするという事で対応いたしたいというふうに思います。

これは今回資料として入れさせていただいておりますが、ホームページにこれを第3次計画の本体を掲げておりますけれども、それを掲げている箇所これをぶら下げまして、それから都道府県なりに、こういうようなものをつくっておりますというのをお知らせしていきつつ、コンセプトも含めて「第3次食育推進基本計画」のPRをしていくということにいたしたいと思っております。

資料については以上ですが、あとは委員会の次回の日程につきましてですが、またこれは日程調整の上、追ってご連絡をさせていただきたいと思っております。

なお、前回ご説明しておりますけれども、評価専門委員会の議事録につきましては、委員にお諮りした上で、農林水産省のホームページにおいて公表することとしておりますので、また後ほど先生方に、議事録をお送りしますけれども、そこで、ご自分が話されたと

ころが正しいかどうか等のチェックをお願いしたいというふうに思っております。

あと細かい手続面のところで、申しわけありませんが、受付で旅費の申請書をお渡ししていると思いますが、B4の縦の、どこの駅を通ったとかそういうものを書くものですが、これはご記入していただいた上で、お帰りの際に係の者にお渡しいただければというふうに思います。

以上です。

#### ○服部座長

ありがとうございました。

審議官、何かないですか。もうよろしいですか。

それでは、以上をもちまして第6期第2回食育推進評価専門委員会を閉会いたします。

本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

午後3時49分 閉会